

お子さまの成長を24時間安心して見守るために

キッズガード[®]

『園児総合保障制度』ご加入のすすめ
(こども総合保険)



オンラインの
お申込みは
こちら



約50%割引

保育園が窓口の団体加入なので、
団体割引(30%)、損害率による
割引(25%)が適用されています。

※加入者50,000名以上の割引率

簡単な請求手続き

ケガによる入院・通院は
Webでの事故報告でスピーディーに
保険金をお支払いします。

※利用条件は、3ページをご覧ください。

示談交渉サービス

日本国内で賠償事故の加害者と
なってしまった場合、示談交渉
サービスがご利用になれます。

※詳細は補償概要をご覧ください。

(公社) 全国私立保育連盟

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

申込締切日

2025年3月31日(月)

申込締切日を過ぎてもご加入いただけます。

補償期間
(保険期間)

2025年4月1日(午前0時)~2026年4月1日(午後4時)

締切日後にご加入の場合、補償開始日が遅れます。

口座振替日

2025年6月27日(金)

自動更新

掛金は**口座振替**で、卒園まで**自動更新**となります。
すでにご加入済みの方は、お申込み不要です。

園児とご家族の損害賠償責任補償

示談交渉
サービス付き

①個人賠償責任補償

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。



母親が園児を送迎中、自転車で停車中の車にキズをつけてしまった。

お支払金額

195,000円



園児の投げた石が、駐車してあった他人の車にあたり、キズをつけてしまった。

お支払金額

377,000円

※示談交渉サービスは日本国内で発生した事故の場合にご利用になれます。

※園の管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

扶養者が事故にあった場合の補償

②保育補償(育英費用)

扶養者がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

※お子さまの生計を支えている方で、加入依頼書の扶養者欄に記載された方が補償対象となります。



父親が通勤時に車にはねられ、死亡してしまった。

お支払金額 Tプランの場合

2,000,000円

園児をとりまく様々なリスク

③傷害補償

保育中、通園途中の事故だけでなく、交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



入院・通院は
1日目から補償

⑨こども搜索費用補償

(Tプラン)

お子さまが行方不明となり、搜索願提出後180日以内にその搜索のために親権者などが負担した費用を補償します。

※身代金などは補償の対象になりません。



⑩被害事故補償

(Tプラン)

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

④病気死亡見舞金(葬祭費用)

お子さまが補償期間中に病気を発病し、補償期間中または発病から180日以内に亡くなった場合に、実際に負担した葬祭費用を補償します。

※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては補償の対象となりません。



ケガ

犯罪に
巻き込まれた

病気

園児を
24時間
補償

地震や
津波による
ケガ

0-157等

日射病・
熱射病

⑧地震・噴火・津波危険補償

(Tプラン・Aプラン)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。

※補償される項目については4ページの★マークのついている補償項目になります。



⑥細菌性食中毒補償

お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。



食中毒に
なりました!

⑦熱中症危険補償

(Tプラン・Aプラン)

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。



日射病で
倒れました!

⑤特定感染症補償

お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症等)(注)を発病した場合に補償します。補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。(注)「特定感染症」の詳細は用語のご説明でご確認ください。

動画から
確認できます



プランによってセットされている補償が異なります。補償される項目については4ページでご確認ください。

2023年度のお支払い状況

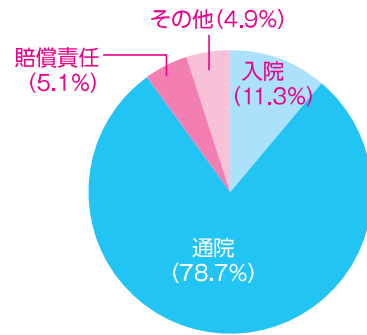
全国6,204件の保険金支払いのうち、お子さまのケガによる入通院が約9割を占めています。

支払件数

- ・死亡・後遺障害……………7件
- ・入院……………700件
- ・通院……………4,884件
- ・賠償責任……………317件
- ・その他……………296件

合計……………6,204件

支払件数割合



お支払い事例

①賠償責任補償

- ・園児が母の実家の会社従業員所有の自動車に石でキズをつけた。
- ・園児の母が自転車に搭乗し、自動車の横をすり抜けた際にボディなどにキズをつけた。

お支払金額 **1,343,958円**

お支払金額 **517,000円**

②傷害補償

- ・園児が椅子の隙間に足を入れ、足に負担がかかり骨折した。
- ・園児が机から落下し、壁に激突。目の横を切った。
- ・園児の家族が運転する自動車で事故。頭部を打撲した。

お支払金額 **334,400円**

お支払金額 **317,760円**

お支払金額 **207,000円**

※ご加入のプランによって実際のお支払金額は異なります。

デジタル保険金請求

もしもの時は、スマートフォンやパソコンから簡単に保険金を請求できます。

24時間365日
オンラインで受付

面倒な書類の郵送は不要

ケガで通院した…



●ケガの治療が
終了したら

Webにアクセスし、
必要事項を入力



●加入者証をお手元
にご用意ください。

受付完了通知を
メールで受信



●必要書類がある場合は
メールでご案内します。

ご指定の口座へ
保険金を
お支払いします



※デジタル保険金請求は、お子さまのケガによる入院・通院が対象です。利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。
※ご利用にあたっては、所定の条件があります。詳細は、加入者証でご確認いただくか、引受保険会社までお問い合わせください。
※E-mailを@aig.co.jpから送信いたします。ドメインを制限している場合は事前にご確認ください。

簡単支払特急便

ケガによる入院・通院で10万円以下なら、お電話一本でスピーディーに保険金をお支払いします。

子どもが、スベリ台から
落ちてケガをしました。
病院に5日間通院したの
ですが……



ハイ、AIG損保です。
Tプランにご加入ですので
通院保険金7,500円を
お振り込みいたします。



こんなに簡単に
保険金がもらえるなんて
「簡単支払特急便」って、
便利だわ～



利用条件

- ケガによる入院・通院で10万円以下のご請求であること
 - 事故日から3ヶ月以内かつ治療終了していること
 - おケガされた状況とおケガされた体の部位・状態、治療内容に整合性があること
 - 保険料引き落とし口座へ保険金支払いが可能な契約であること
 - 報告者が被保険者本人(被保険者が未成年の場合はご両親のいずれか)で、お電話でご本人確認ができること
 - 通話内容を録音することをご了解いただけること
- ※ご利用方法と受付電話番号は、後日送付する加入者証でご案内します。
※年間を通じて4回目以降のご請求は、書類による手続となります。

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

全国団体の割引適用で、手頃な掛金で大きな補償

月額換算
750円

補償金額と掛金
(保険金額) (1年分)

Tプラン
9,000円
(一時払)

Aプラン
8,000円
(一時払)

Bプラン
7,000円
(一時払)

割引適用前の年間掛金

16,920円

14,990円

13,310円

① 個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額)		2億円	1億円	1億円
② 保育補償(育英費用)★ (一時金)		200万円	150万円	150万円
③ 傷害補償	入院保険金日額★ (180日限度)	3,000円	3,000円	2,700円
	手術保険金 (1事故あたり1回)★ 手術の際の入院の有無によって 上記の入院保険金(日額)の	入院中:10倍 入院中以外:5倍	入院中:10倍 入院中以外:5倍	入院中:10倍 入院中以外:5倍
	通院保険金日額★ (90日限度)	1,500円	1,500円	1,400円
	死亡保険金★	244.9万円	200.7万円	200.8万円
	後遺障害保険金★ (障害の程度によって)	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%
④ 病気死亡見舞金(葬祭費用)★ (支払限度額)		100万円	100万円	100万円
⑤ 特定感染症 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○
⑥ 細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○
⑦ 熱中症危険補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	—
⑧ 地震・噴火・津波危険補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	—
⑨ こども搜索費用補償 (保険年度あたり支払限度額)		300万円	—	—
⑩ 被害事故補償 (1事故あたり支払限度額)		2,000万円	—	—

※ 各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償される項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「○」と記載されている場合は補償対象となります。

※ 上記掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者50,000名以上の場合の割引を適用したものです。

※ 割引適用前の年間掛金は、団体割引等が適用されない場合の掛金です。

※ 加入できる方は、公益社団法人全国私立保育連盟の賛助会員のお子さまで、かつ、全私保連会員施設もしくは認可保育園、認定こども園に通園されるお子さまとなります。

※ 掛金には公益社団法人全国私立保育連盟の賛助会費1,100円が含まれています。(賛助会費は、当団体の子育て支援活動に活用しています。)

重要

補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)は下記から必ずご確認ください。

補償概要

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo>



重要事項説明書

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/jusetsu>

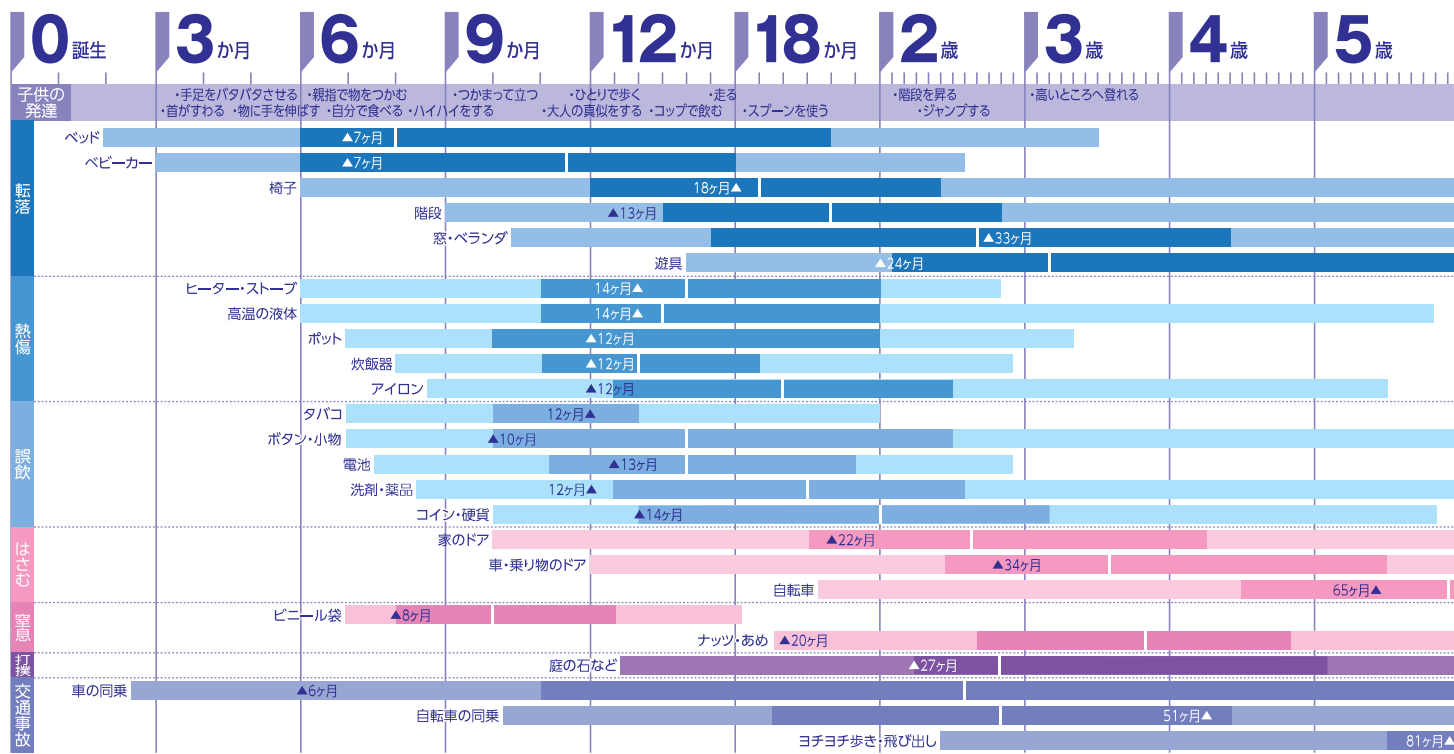


補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。また、約款はこちらからご確認ください。(https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo)
※ 書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

SB-202401

ご加入いただく皆様へ
補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。
特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

乳幼児の発達と事故



乳幼児の年月齢と事故の種類をもとに、
関連する製品との関係を示したものです。
家庭内における事故防止にお役立てください。

監修：特定非営利活動法人 Safe Kids Japan

データ提供：国立研究開発法人 産業技術総合研究所

子どもの事故の詳細なデータは、「子どものからだ図鑑」(ワークスコーポレーション社)に記載されています。

表の見方

転落

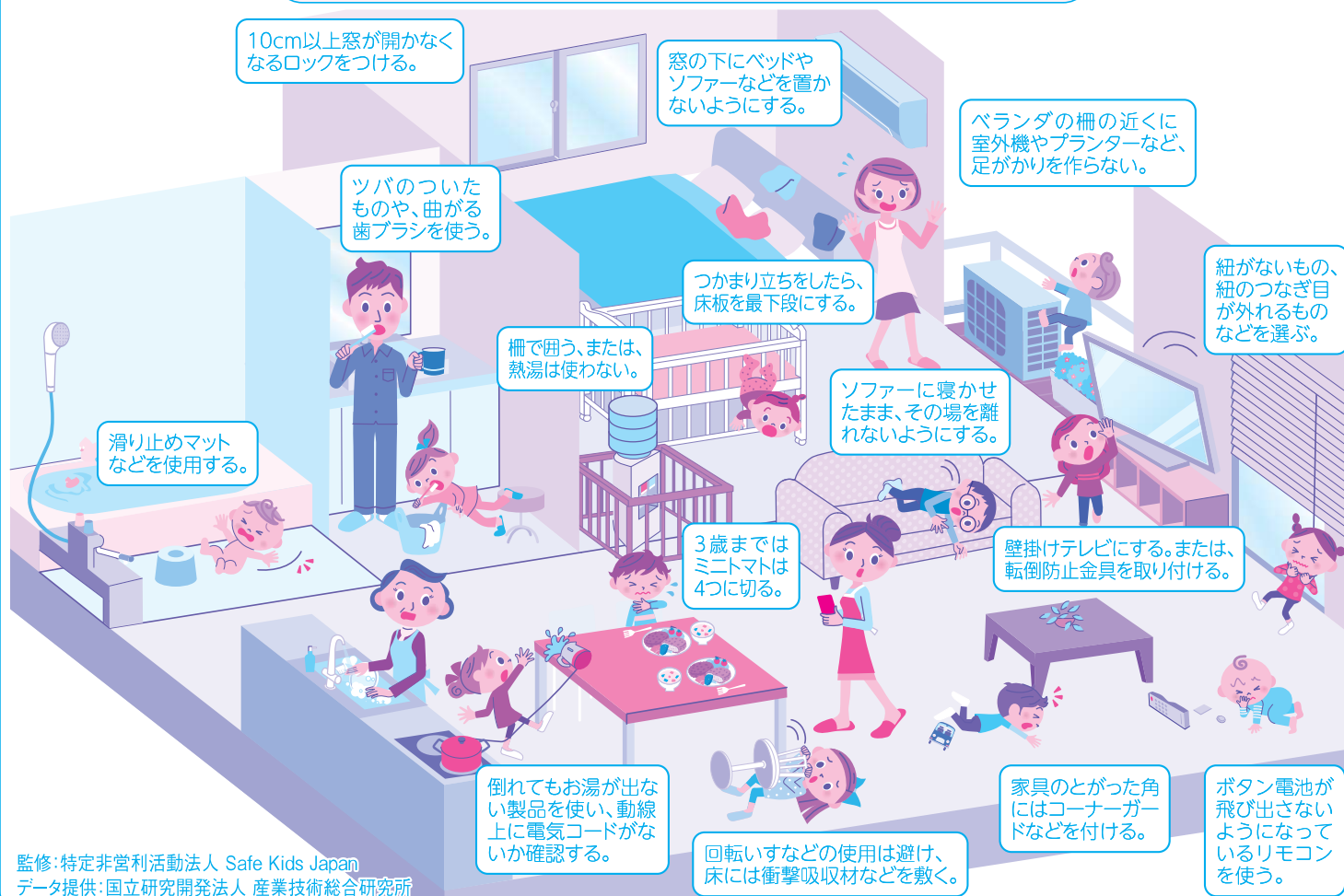
「事故の種類(対象物)」 「△は最も多く起きている月齢」

▲7ヶ月

5% 25% 50% 75% 95%

パーセンタイル

家庭内における乳幼児の事故防止



加入者サービス

病気の予防や早期発見、日常生活で役立つサービスをご用意しています。

①健康相談サービス

- 対 象** ご加入のお子さまとご家族
- ご相談例**
- 体調がすぐれないが、どの診療科を受診すべきか相談したい。
 - ケガの応急手当、どうしたらいいの？



(1)ハロー健康相談24

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師、ケアマネジャーなど)がお電話でアドバイスします。

(2)専門医による電話相談(予約制)

各分野の専門医に相談できます。診断書や検査データなどの提出は不要ですので、お気軽にお申し込みください。(所定の予約受付時間内に事前申し込みが必要です。)

予約受付時間 月～土曜日 9:00～22:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)
※予約制/相談時間:約15分間

③セカンドオピニオンアレンジサービス

- 対 象** ご加入のお子さまとご家族
- 受付時間** 月～土曜日 9:00～18:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)
- ご相談例**
- 他の治療法はないのか、相談したい。
 - 自分の病気に精通した専門医の情報を知りたい。



(1)セカンドオピニオンの手配

各疾患領域で専門的治療に取り組む医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※1)による面談またはオンラインでのセカンドオピニオンを手配します。

(2)専門医療機関への受診手配

通院先では対応できない専門的治療が必要と主治医に言われた時、対応できる医療機関を探し、受診手配します。(未治療※2の疾患に限られます。)

(3)「ドクターが薦める専門医」の情報提供

相談スタッフが病名やご希望地域等をお聞きした上で、適切な専門医※3のプロフィール情報をご提供します。

- ※1 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとして、ティーベック(株)の医師ネットワークである「ドクターズネットワーク」に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。
- ※2 原則、何らかの治療が開始されている場合には対象となりません。
- ※3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師で構成されティーベック(株)が運営する評議員会において推薦・選考された専門医。

※受付電話番号は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

②弁護士相談サービス

経験豊富な弁護士が身近に存在する法律相談をお受けします。

- 対 象** ご加入のお子さまと保護者
- 受付時間** 月～金曜日 10:00～17:00
(土・日・祝日、弁護士事務所休業日を除く)
※Web、FAXでのご相談は24時間・年中無休で受け付けています。
- ご相談例**
- 相続で揉めないようにするためには？
 - 子どもの監護権と親権の違いは？



④メンタルケアカウンセリングサービス

心理カウンセラーによる面談カウンセリングを年間3回まで提供します。

- 対 象** ご加入のお子さまと保護者
- 受付時間** 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)
- ご相談例**
- 理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
 - ゆううつで気分がすぐれない。

専門家による面談

完全予約制で、心理カウンセラーによる面談カウンセリングを実施します。



医療機関のご案内

カウンセリング後、必要に応じて医療機関をご案内します。



※保護者の方のカウンセリングについては、ご加入のお子さまの子育てによるものに限ります。

ご加入手続き

- 書面にてお申し込みの場合は、パンフレットに同封されている「加入依頼書」をご記入のうえ、封筒に入れてお申込み締切日までにお出ください。
- この保険以外の保険契約に「個人賠償責任補償」「育英費用補償」等がセットされている場合には、補償が重複する場合があります。その場合補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。
- 締切日までにお申し込みいただいた場合、掛金をご指定の金融機関口座より振り替えさせていただきます。
- 加入者証は掛金の振替日の1～2週間前にお届けします。なお、加入者証到着前でも補償開始日より補償は開始されます。

●次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間中にこの制度の対象となる事故または病気にあわれた場合は、事故の日から30日以内にご報告ください。その後の手続きについてご案内します。インターネットによる事故受付も行なっています。詳しくはAIG損害保険(株)ホームページ(<https://www.aig.co.jp/sonpo>)をご覧ください。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容(住所・扶養者名など)に変更があったとき。特にお申し出がない限り、在園中ご契約は自動的に更新されます。
3. 幼稚園に転園された場合など構成員(会員)でなくなった場合、更新しただけで、脱退等の手続きが必要となるためご連絡ください。

●「キッズガード」は公益社団法人全国私立保育連盟「園児総合保障制度」のペットネームです。

- 契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をご当制度の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する保育園・施設等に提供する場合もあります。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書でご確認ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。
- このパンフレットは園児総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。



取扱代理店・扱者

引受保険会社

AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

学校契約センター
TEL 076-443-8740
(受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険 をお申し込みいただくお客さまへ

団体契約加入者用 重要事項説明書

2018年1月1日以降保険始期契約用
2024年9月版

(注) 加入依頼書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。事前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

「自動更新のご案内」または「継続のご案内」をお受け取りになったお客さまはご契約の更新(継続)前に必ず、この書面の文言を以下のとおり読み替えてご確認ください。
◆「お申し込み」「お申込み」「申込」→「更新」または「継続」
◆「パンフレット」→「自動更新のご案内」または「継続のご案内」、および「補償概要」

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください

お申込みの内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、お申込みに関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約者である団体にお渡しする「保険の約款」により、ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

- 加入依頼者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約申込前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- この保険は団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者である団体が有します。加入される保険の名称、ご契約者となる団体名等につきましては、パンフレット・加入依頼書などをご参照ください。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)はパンフレットにてご確認ください。

(2) 補償内容等

① 補償内容

契約概要

注意喚起情報

【保険金をお支払いする主な場合】【保険金をお支払いしない主な場合】、および特約の詳細については、パンフレットにてご確認ください。

② 補償の重複

注意喚起情報

育英費用補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償などのお申込みにあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、お申し込みください。

なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

お客さまが実際にお申込みになる保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。お客さまが実際にお申込みになる保険料については、パンフレットなどにてご確認ください。

●保険金額 ●保険期間 ●仕事の内容 ●保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、パンフレットにてご確認ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約申込時におけるご注意事項

(1) 被保険者となる方の職業について

- お申込み時に、「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事される方は、取扱代理店または扱者までご連絡ください。
- 職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、職業スポーツ家、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ビザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約申込後におけるご注意事項

(1) ご連絡いただきたい事項

お申込み後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①加入者証記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合
- ③「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事されるようになった場合
- ④特約の追加など、契約条件を変更する場合

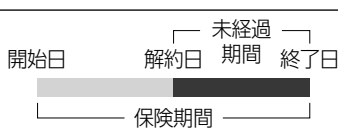
(2) 脱退(解約)時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご加入後、保険契約より脱退(解約)される場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日まで期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>)をご覧ください。また、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
保険期間 1年以内の契約	100% (破綻後3か月以内の事故) 80% (破綻後3か月経過後の事故)	80%
保険期間 1年を超える契約	90% (※)	

(※) 保険期間が5年を超える契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き下げられることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の再保を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。
(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

(4) 継続契約について

● 保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などを提出いただく場合があります。

事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

共同保険、契約内容登録制度、加入者証の確認・保管

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-338-566 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- 弊社への苦情・ご不満を承る窓口は お客さまの声室
0120-246-145 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。
(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016 (通話料無料)
受付時間: 24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808 (ナビダイヤル 全国共通・通話料有料)
受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)

※ 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
※ 電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。

一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963 (通話料有料)
受付時間: 平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※ IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にできない場合があります。

お申し込み内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手数料をおかけいたしますが、お申込みにあたり、下記の内容についてご確認いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。

なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットなどにてご確認ください。
(注) 「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者の「氏名」「生年月日」「性別」を正しく記入されているかご確認ください。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため、必ずご連絡ください。

お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項